

スノコ状バルコニー等の建築面積の取扱い

法第2条第1号、法第92条、令第2条第1項第2号

【内 容】

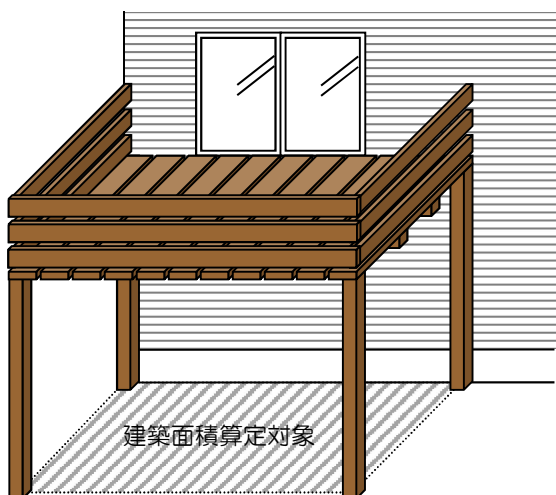
平成4年の建築基準法の改正により、建築物の定義を改め、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものだけでなく、「これに類する構造のもの」も建築物に含まれることが法文上明確になった。

スノコ状、グレーチング状バルコニーその他これらに類する構造のものについては、建築基準法（以下「法」という。）第2条第1号に規定する「屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）」のうち、屋根に類する構造に該当し、同法施行令第2条第1項第2号に基づき建築面積を算定することとする。

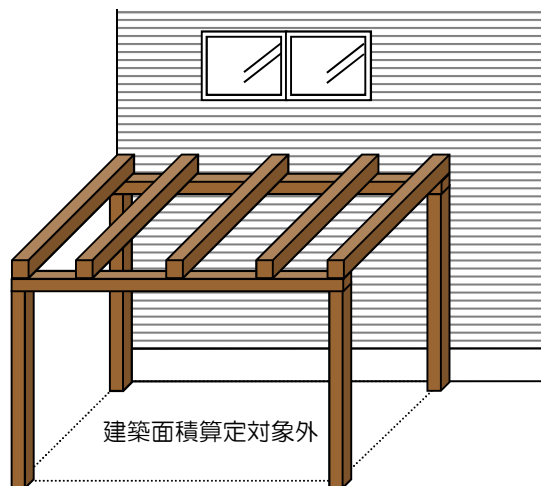
【解 説】

上記は、一定の間隙を有するスノコ状やグレーチング状の構造についても屋根に類する構造に該当することを示したもので、これにより、スノコ状バルコニー等の建築面積については、同法施行令第2条第1項第2号の規定に基づいて算定することとしたものである。（図-1）

なお、パーゴラ（藤棚など）については、これまでどおり建築面積算定の対象外とする。（図-2）



（図-1）スノコ状バルコニーの例



（図-2）パーゴラ（藤棚等）の例

【参 考】

- ・スノコ状バルコニー等の建築面積の取り扱いについて（平成28年3月1日 藤沢市計画建築部建築指導課）

【取り扱い開始時期】

平成28年 9月 1日